

社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）について

1 主旨

令和2年9月2日開催の福祉保健常任委員会で報告した「新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の取組みについて」のうち、本文中「3 社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」について、区議会等の意見を踏まえ、改めて考え方を整理し、対象施設や優先順位等を変更したので報告する。

2 再検討にあたっての考え方

区議会をはじめ関係団体等の意見や国及び東京都の動向等を踏まえ、これまでの「利用されている方への感染に伴う重症化を避ける」、「感染予防を徹底しても接触を避けられない職員からのクラスターの抑止」の考え方に加え、「対象事業所で働く方のうち感染者または感染疑いのある方に接触した可能性が高い職員に対する早期対応」の視点も入れ、対象施設や優先順位等を以下のとおりまとめた。

3 主な変更点

令和2年9月2日開催福祉保健常任委員会報告からの主な変更点を下線表記

(1) 対象

介護事業所（特養等の入所予定者を含む）、障害者施設、保育園、幼稚園の職員に、一時保護所、児童養護施設等の職員（約400人）（施設入所予定者を含む）を加える。
対象事業所において、現に陽性者（行政検査または社会的検査いずれの結果でも対象）が発生した場合の濃厚接触者以外の職員に、「当該施設の利用者」を対象に加える。

(2) 優先順位

最優先（随時実施）

ア 対象事業所において現に陽性者（行政検査または社会的検査いずれの結果でも対象）が発生したケースのうち、濃厚接触者以外の職員及び利用者（約1,500件を想定）

イ 対象事業所で働く方のうち感染者または感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ感染への不安がある職員（約3,000件を想定）

定期的

介護事業所、障害者施設を優先に定期的に実施

・介護事業所、障害者施設は「事業所において陽性者が発生したケース（濃厚接触者以外）」や「対象事業所で働く方のうち感染者または感染疑いのある方に接触した可能性が高く、かつ感染への不安がある職員」・・・複数回実施

- ・一時保護所等、保育園、幼稚園については、当面の間、これまで感染に伴い休園した事業所を対象とする。

4 国等の動向

(1) 国（厚生労働省）

令和2年8月28日、首相は今後のコロナ対策として、「特に重症化リスクの高い方がおられる高齢者施設や病院では、地域の感染状況などを考慮し、職員のみなさんに対し、定期的に一斉検査をおこなうようにし、高齢者や基礎疾患のある方々への集団感染を防止します。」と発言している。

同日付の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においては、感染者が多数発生している地域等での高齢者施設等に勤務する者、入所者全員を対象に、言わば、一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する旨の方針が示された。

(2) 東京都

令和2年9月3日、都知事は第37回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「感染拡大を阻止する対策、経済活動を支えるセーフティネットの強化・充実を図る施策を、時機を逸することなく実施するために、(中略)新たに、高齢者施設や障害者の支援施設などにおきまして、入所者や職員のスクリーニング検査など、積極的にPCR検査を実施するという、そのための都独自の支援を行って参ります。」と発言している。

令和2年度9月補正予算(案)として「高齢者・障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業」(高齢者施設等の職員・入所者を対象とした検査)を提案する予定としている。

5 区の取組み

社会的検査の実施に向けては、「場所の確保」「人材の確保」「財源の確保」の3つの要素が非常に重要である。中でも、社会的検査という観点から自己負担ではなく、財源については、国や都の財源の活用や区の独自財源やふるさと納税による寄附、賛同を得た民間企業等からの支援などが考えられる。

令和2年8月18日付の厚生労働省通知では、高齢者施設等に勤務する者や新規入所者等については当該施設で感染者がいない場合であっても、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は行政検査の対象となりうる旨が示された。

そこで、新たに行政検査の対象となる範囲や手法について照会している。

行政検査の適用範囲が拡大した場合、その検査費用等が国費となる可能性が高いことから、PCR検査の拡充を進めるにあたっては、国や東京都に対し必要性を説明し支援を求める。

また、療養施設の確保や拡大は必要な観点であることから、都と協議し区独自で確保に向けた検討をしている。加えて、感染がさらに拡大した場合や、インフルエンザの流行により発熱者が増加した場合等は、感染拡大防止への対応を優先することから、従来型のPCR検査は実施しつつ、今後の感染状況の推移も見極めながら、状況によっては

社会的検査を一旦休止したうえで、社会的検査のPCR検査体制やコンタクトトレーサー等のスキームを活用した感染拡大防止策を検討する。

6 社会的検査の取組みに対する変更点（考え方）

（1）内容

介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部での有識者との意見交換の場での提案を受け、感染疑いのある人に対しては、感染症拡大防止のため、従来どおりPCR検査を継続実施しつつ、介護、障害、保育等の接触を避けられない職員に対する新たな取組みとして、社会的検査のなかで発見された濃厚接触者のPCR検査は、社会的検査の仕組みの中で実施する。

（2）社会的検査

今般のコロナ禍において、施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起りやすいとされる社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を行政検査として、社会的検査に位置づける。この検査については、令和2年8月18日付け厚生労働省通知に記されている。

介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるとともに、保育等の現場においてはクラスター化を抑止することで、施設内感染の防止や事業所等のサービスを止めないことにつなげるため、介護、障害、保育等の現場で、対人接触を避けられない職員等に対し実施する。

これまでの区の発症例として、介護、障害、保育等の事業所が多いことから、実態に即したものとして、対象施設を絞った。

対象施設においては、当面、従来型のPCR検査での実施とする。前鼻腔方式（自己採取）による医師や看護師立会いの下での検査や、プール方式は国との協議を経て実施する予定である。

（3）対象

職員 合計26,400人

- ・介護事業所（職員約12,000人）
- ・障害者施設（職員約3,000人）
- ・一時保護所、児童養護施設等（職員約400人）
- ・保育園（職員約10,000人） 幼稚園（職員約1,000人）

利用者

- ・特養等の入所予定者
- ・一時保護所等の入所予定者
- ・「対象事業所において現に陽性者が発生したケース」のうち、濃厚接触者に該当しない利用者

（4）規模

23,000件分

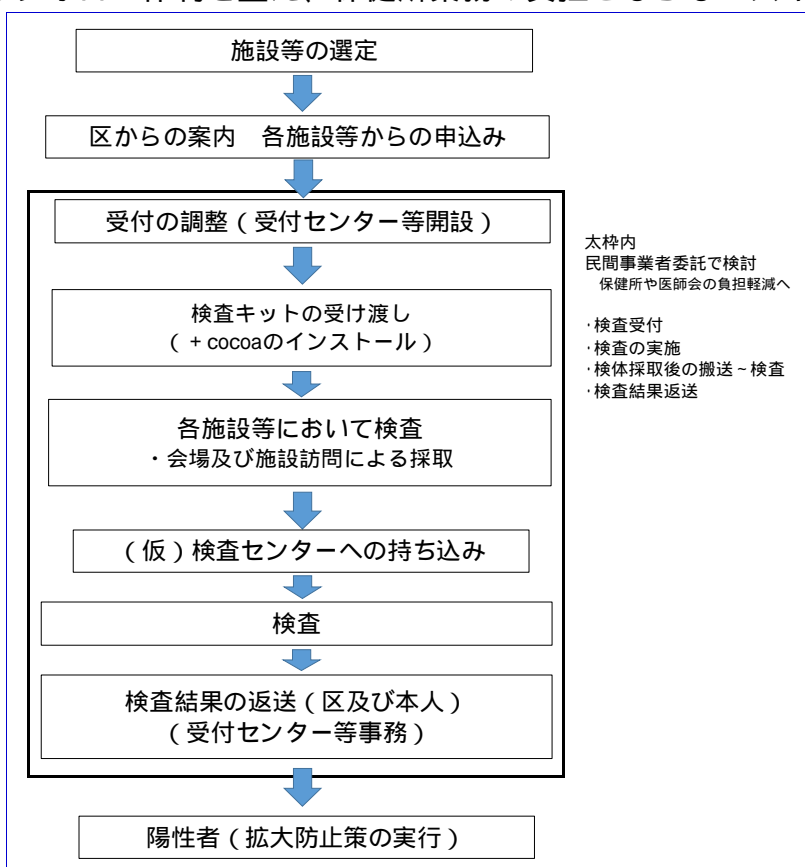
(5) 優先順位

上記「3 主な変更点(1)対象」のとおり

(6) 手法

当面は従来型のPCR検査(鼻咽頭拭い方式1検体ずつ検査)での実施とし、会場の使用や施設訪問を予定する。前鼻腔方式(自己採取)による、医師や看護師立会いの下での検査や、プール方式は国との協議を経て実施する予定である。加えてcocoaのインストールも推奨し、フォロー体制も拡充する。

なお、陽性者が発生した場合の対応は保健所となるが、濃厚接触者の範囲の特定、健康観察、接触追跡者(コンタクトトレーサー)など、民間事業者を活用した看護師等の専門職による実施を検討し、保健所から運用等に関するアドバイスなど、事業者が業務遂行できるフォロー体制を整え、保健所業務の負担とならないスキームを構築する。



(7) 主な内訳

医師・看護師等委託 検査センター設置 検査予約に関わる受付、日程調整等のシステム 検査結果返信システム 検査体制構築や事業者調整 等

(8) 概算経費

4億1,400万円(3次補正予算案)

【主な内訳】

医師・看護師派遣、検査費用(@15,000)等	2億4,900万円
初期費用、予約システム等	2,700万円
検査後における健康観察等の調整等	1億3,800万円(発症率1%で試算)

7 高齢・障害福祉事業所に対する社会的検査実施にあたっての支援

(1) これまでの対応

国・都・区からの情報提供と事業者要望の把握、調整
感染予防対策経費の補助、マスク等衛生資材の提供
感染症アドバイザー、感染症対策研修等、技術的支援
陽性者等発生時の対応調整

(2) 社会的検査により陽性者が発生した際の支援

事業者への支援

- ア 東京都の行うサービス継続支援事業等の活用などによる追加で必要な職員人件費、人材確保のための費用等への対応を行う。
- イ 区の「陽性者発生時の施設支援事業」の拡充、対象拡大により、都の事業が活用できない場合に補助を行う等の対応を行う。
- ウ 施設等への事業継続のための物資の臨時供給などを行う。

利用者への対応

- ア 事業所・施設が休止した際には、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、総合支所保健福祉課などの調整による、代替サービスの確保・提供を図る。
- イ 報酬、運営基準の緩和などの、制度周知による事業者の対応支援を行う。
- ウ 都の補助（休業した事業所との連携に係るかかり増し経費支援）の周知等により、事業者間連携を促進する。

8 今後の取組み

感染症拡大防止への対応を優先することから、従来型のPCR検査は実施し、今後の感染状況の推移も見極めながら、状況によっては社会的検査を一旦休止する。

なお、今回の社会的検査については、下記のとおり段階的に取り組んでいく。

9月中旬～10月下旬

第1段階 8月18日厚生労働省通知に基づき行政検査に位置付けられる可能性の高い事例について介護事業所（特養等の施設入所予定者を含む）より先行実施。なお実施にあたっては既存の予算の範囲内で行う。

(1) 概要

介護事業所については下記対象者に対し、社会的検査を先行実施する。

（約2,000件を想定）

なお、先行実施については既存の行政検査の体制とは別に体制を整えとともに、社会的検査により陽性者が発生した場合の接触追跡者（コンタクトトレーサー）の方策も実施する。

(2) 対象者

- ・ 介護事業所で現に陽性者（行政検査または社会的検査いずれの結果でも対象）が発生したケースで、濃厚接触者以外の職員及び利用者
- ・ 介護事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）

(3) 社会的検査の結果、陽性者が発生した場合の対応

社会的検査の結果、陽性者が発生した場合、陽性者の勤務する事業所で濃厚接触者となった職員及び利用者については、9月中旬から実施するスキーム（社会的検査）で対応する。

(4) 既存予算の活用

<u>予備費充用</u>	<u>137,187千円</u>
<u>2次補正予算</u>	<u>218,969千円</u>
<u>9月末執行残見込み</u>	<u>65,967千円</u>

10月下旬～1月下旬

第2段階 介護事業所（特養等の施設入所予定者を含む）における社会的検査

第3段階 障害者施設における社会的検査

第4段階 一時保護所・児童養護施設（入所予定者を含む）保育園・幼稚園における社会的検査

上記第2～4段階においても、「対象事業所において現に陽性者（行政検査または社会的検査いずれの結果でも対象）が発生したケース（濃厚接触者以外の職員及び利用者）」や「対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、感染への不安がある職員（濃厚接触者以外）」については、最優先で社会的検査を随時実施する。

事業開始後

国や東京都の動向に注視しながら今回の社会的検査への活用策等については速やかに対応する。

また、検査結果の効果や特定財源の確保、今後の世田谷区の感染状況の推移を考慮の上、社会的検査の継続期間、検査方法、コスト面等について検証を続け、次の段階に向けた検討を続けていく。

【参考：その他施設】

- ・小中学校 約9,800人（教職員等）
- ・新BOP 約2,700人（常勤、指導員等）
- ・清掃職員 約300人

9 その他

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、区ではPCR検査体制の拡充について検討を始めており、今後、PCR検査の拡大について注力する方針としたことから、抗体保有調査については当面見合わせる。

世田谷区におけるPCR検査体制と社会的検査の概要（まとめ）

世田谷区では、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来の「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする「社会的インフラ（施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起こりやすいとされる）を継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」を実施する。

①感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型検査の拡充）

対象：発熱等有症状のある方または濃厚接触者

規模：1日600件程度

方法：保健所が行う行政検査、医療機関や医師会が行う保険診療によるPCR検査

【新規】
○現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めている。効果として、検査結果の時間短縮を図る。

事業費見込み：851,691千円（3次補正予算案）

主な内訳：医師・看護師、医師会委託、民間検査機関委託、PCR検査センター維持運営等

社会的インフラを継続的に維持し、重症化を避けるためのPCR検査（新規「社会的検査」）

対象事業所：介護事業所、障害者施設、一時保護所・児童養護施設等、保育園、幼稚園

規模：23,000件分を想定（対象事業所の職員総数約26,400人+該当する利用者）

		介護事業所 (特養入所予定者含) (約12,000人)	障害者施設 (約3,000人)	一時保護所 児童養護施設 (入所予定者含) (約400人)【追加】	保育園 (約10,000人)	幼稚園 (約1,000人)
社会的検査	施設内において現に陽性者が発生したケース	(1)濃厚接触者 (職員及び利用者)	9月中旬から先行実施する検査体制で対応 (社会的検査の結果、陽性者が発生した場合の濃厚接触者を対象とする。)			
		(2)上記以外 (職員及び利用者)【追加】	最優先で随時実施 (左記(2)については約1,500件、左記(3)については約3,000件を想定) (従来型検査または社会的検査いずれかの結果で陽性者が発生しても左記(2)(3)に該当すれば対象とする。)			
		(3)対象事業所で働く方のうち、感染者または感染疑いの方に接触した可能性が高く、かつ、感染への不安がある職員(濃厚接触者以外)【追加】				
		(4)区が示すスケジュールに基づき、検査を希望する事業所で働く職員	介護事業所・障害者施設を優先に定期的に実施 (介護事業所、障害者施設は(1)(2)(3)に該当する職員が働く事業所は複数回実施 約17,000件を想定) (一時保護所等、保育園等は当面、これまで感染に伴い休園した事業所が対象)約1,500件想定)			

概算経費：4億1,400万円（3次補正予算案）

<対象施設の実施時期等>

9月中旬～10月下旬
第1段階 8月18日厚生労働省通知に基づき、介護事業所より先行実施。なお実施にあたっては既存の予算の範囲内で行う。
(約2,000件を想定)

10月下旬～1月下旬
第2段階 介護事業所（特養等の施設入所予定の方を含む）
第3段階 障害者施設 (第2段階・第3段階あわせて約19,500件を想定)
第4段階 一時保護所・児童養護施設（入所予定者含む） 保育園・幼稚園 (約1,500件を想定)

事業開始後
国や都の動向を勘案し、検査結果の効果や特定財源確保、今後の世田谷区における感染状況の推移を考慮の上、社会的検査の継続期間、検査方法、コスト面等について検証を続ける。

(参考資料)

●PCR検査にかかる予算の財源構成

PCR検査にかかる既存予算

(単位：千円)

区分	事業費	特定財源				一般財源
		国（感染症対策）	都（国臨時交付金）	都（区市町村連携）	寄附金	
予備費充用	137,187	62,914	74,273	0	0	0
2次補正予算	218,969	109,484	109,485	0	0	0
計	356,156	172,398	183,758	0	0	0
9月末執行残見込み	65,967					

3次補正予算（案）

(単位：千円)

区分	事業費	特定財源				一般財源
		国（感染症対策）	都（国臨時交付金）	都（区市町村連携）	寄附金	
従来型PCRの拡充（約360→約600件/日）	851,691	425,844	0	349,847	76,000	0
社会的インフラを継続的に維持するPCR検査（社会的検査）	413,881	0	0	413,881	0	0
計	1,265,572	425,844	0	763,728	76,000	0